

令和8年第1回定例会（令和8年3月10日）

観光建設水道委員会委員長（阿部 真一 委員長）

去る3月4日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第1号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分、ほか8件について、委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案3件のうち、「議第1号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分についてであります。

観光課関係では、旧平尾邸管理運営に要する経費として、温泉管の引き込み工事費及び令和7・8年度旧平尾邸の施設整備等に関する協定に基づき、指定管理者であるB-biz LINKに支払う施設整備に要する経費を補正計上するものとの説明がありました。旧平尾邸の施設整備に関連して、委員より、通行人がどのような整備をしているのかわかるように周知してもらいたいとの要望がありました。

また、十文字原展望台整備事業では、用地測量や官民連携手法導入検討業務を行うこととしていたが、排水経路を確保するための調査のみ実施したため、不用額を減額補正しているとの説明がありました。委員から、整備は今後計画どおり行われるのかとの質疑に対し、当局から、当初の整備予定から変更となった経緯について説明があり、今後は民間活力の活用を検討し、整備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、温泉課関係では、一部市営温泉において、利便性及びサービス向上等のため実施したシャワー増設に伴う光熱水費の増額分相当額を、指定管理者に補償する経費として補正計上しているとの説明がありました。これに対し、委員から、次年度以降の補償の取り扱いについて質疑がありました。当局から、次年度の以降の補償については、光熱水費の実績に基づき算定されることを踏まえ、今後の状況に応じて判断していきたいとの答弁がありました。

次に、産業政策課関係では、国の補正予算(第1号)による地域未来交付金を活用し、まちなか交流館を商店街の支援拠点として管理運営するとともに、商店街の活性化を図るための事業など4事業に係る経費を補正計上しているとの説明がありました。委員から、中心市街地活性化の観点から、空き店舗について建設部と連携しているのかとの質疑があり、当局から、中心市街地の空き店舗は商店街関係者からの聞き取りにより概ね把握しているが、今後、関係部局とも情報共有を図りたい旨の答弁がありました。

その他、関係各課から、国の補正予算(第1号)に伴う歳入歳出予算の補正や、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額等、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理のほか、工期延長等に伴い、繰越明許費を設定しようとするものと

の説明がありました。

最終的に、「議第1号 令和7年度別府市一般会計補正予算(第7号)」関係部分の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第5号 令和7年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)」については、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、1億6,057万6千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、13億6,667万2千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第6号 令和7年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」については、収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、1,612万3千円の見込みであり、投資的経費の収支を示す資本的収入及び支出については、関連経費を補正計上した結果、5億5,514万2千円の不足が生じるが、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補てんする予定であるとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、条例議案4件及びその他議案2件についてであります。

まず、条例議案「議第24号 別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について」は、大分県が地元の要望により、新たに県営土地改良事業を実施する東山椿地区の朴ノ木水路改修工事に伴い、受益者から徴収する分担金の賦課基準等を改めるために、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第25号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について」は、卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の認定要件として、業務規程において取り扱う指定飲食料品等及びその費用の指標等を公表することを定めることが規定されたことに伴い、条例を改正しようとするもの、「議第26号 別府市中小企業振興基本条例等の一部改正について」は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部が改正され、「下請」等の用語が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に「議第27号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、入居資格の特例を定めること並びに用途廃止を行うことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。なお、入居資格の特例については、特定の市営住宅に入居する者について同居親族要件を適用せず、特に住宅困窮度の高い単身者についても入居資格を認めることができるようにするもの、また用途廃止については、市営丸尾市民住宅及び朝見住宅を用途廃止しようとするものであるとの説明がありました。市営住宅の用途廃止に関連して、委員から、今後の市営住宅の建設は、莫大な費用を要することなどを鑑み、時代の変化に応じて慎重に行うとともに、民間

活力の活用等も検討するよう意見がありました。当局から、次年度策定予定の長寿
命化計画の中で、民間活用も含めた今後の市営住宅の在り方を検討したいとの答弁
がありました。

続きまして、その他議案「議第33号 議決事項の変更について」は、別府国際コン
ベンションセンター吊り天井改修工事負担金を減額するため、大分県と締結した議決
事項の一部を変更しようとするものとの説明がありました。

最後に、「議第34号 市道路線の認定及び廃止について」は、道路法の規定に基
づき、5路線を認定し、1路線を廃止しようとするものとの説明がありました。

以上、条例議案4件及びその他議案2件については、いずれの議案も当局の説明
を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての
報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。